

奈良県告示第三百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成二十七年一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

登録番号 (奈良県)	肥料の種類	肥料の名	保証成分量 (%)	その他の 規格	有効期限	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
第七七三 号	副産植物 質肥料	圧搾ごま 屑油粕	窒素全量 三・八 りん酸全量 一・二	公定規格 のとおり	平成三十 二年七月 十八日	服部一利 磯城郡三宅町 小柳四七五
第四〇五 号	蒸製骨粉	21・0 蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇	公定規格 のとおり	平成三十 二年八月 十一日	鳥山孝宣 橿原市四分町 二八六番地の 三